

議案第59号

公の施設の指定管理者の指定について
(越前町朝日児童センター及び越前町朝日子育て支援センター)

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

越前町長 高田 浩樹

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

越前町朝日児童センター及び越前町朝日子育て支援センター

2 指定管理者の名称

丹生郡越前町細野第73号2番地2

社会福祉法人 どろっぷす

理事長 菅原 隆之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで